

会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市会計管理者 服部 順之

第2条第1項中「会計室長及び会計室次長（以下「室長等」という。）」を「会計室長、会計室次長及び担当課長（以下「室長等」という。）」に改め、別表中

「

専決者	専決事項
会計室次長	(1) 1件5,000,000円以下の支出命令による支払に関する こと。 (2) 1件100,000円以下の立替払の支出負担行為の合議 に関すること。 (3) 1件5,000,000円以下の収納事務の委託の合議に関 すること。 (4) 次に掲げる節又は付記の区分の支出命令(企業会計 への繰出金の支出命令を除く。)による支払に関するこ と。 ア 報酬 イ 給料 ウ 職員手当等 エ 共済費 オ 恩給及び退職年金 カ 賃金 キ 償還金利子及び割引料 ク 繰出金 ケ 光熱水費 コ 印紙購入費 サ 通信運搬費 (5) 起債に係る手数料の支出命令による支払に関する こと。 (6) 歳入還付に係る支払に関すること。 (7) 京都市収入証紙条例を廃止する条例附則第2項の 規定により返還された収入証紙に係る現金の還付に関 すること。 (8) 雑部金の出納の通知による支払又は払出しに関す

を

	<p>ること。</p> <p>(9) 小切手の振出しに関すること。</p> <p>(10) 資金前渡及び概算払の精算に関すること。</p> <p>(11) 区役所及び指定金融機関に対する現金振替に関すること。</p> <p>(12) 振替命令による収納又は支払に関すること。</p> <p>(13) 公金の受入れ又は払出しに関すること。</p> <p>(14) 返納された物品の受入れ及び整理に関すること。</p> <p>(15) 貯蔵物品の出納に関すること。</p> <p>(16) 物品出納職員等からの定例的な諸報告書の受理に関すること。</p>
--	---

「

専決者	専決事項
会計室次長	<p>(1) 返納された物品の受入れ及び整理に関すること。</p> <p>(2) 貯蔵物品の出納に関すること。</p> <p>(3) 物品出納職員等からの定例的な諸報告書の受理に関すること。</p>
担当課長	<p>(1) 1件5,000,000円以下の支出命令による支払に関すること。</p> <p>(2) 1件100,000円以下の立替払の支出負担行為の合議に関すること。</p> <p>(3) 1件5,000,000円以下の収納事務の委託の合議に関すること。</p> <p>(4) 次に掲げる節又は付記の区分の支出命令(企業会計への繰出金の支出命令を除く。)による支払に関すること。</p> <p>ア 報酬</p> <p>イ 給料</p> <p>ウ 職員手当等</p> <p>エ 共済費</p> <p>オ 恩給及び退職年金</p> <p>カ 賃金</p> <p>キ 償還金利子及び割引料</p> <p>ク 繰出金</p> <p>ケ 光熱水費</p> <p>コ 印紙購入費</p> <p>サ 通信運搬費</p> <p>(5) 起債に係る手数料の支出命令による支払に関すること。</p> <p>(6) 歳入還付に係る支払に関すること。</p> <p>(7) 雑部金の出納の通知による支払又は払出しに関すること。</p>

に改める。

」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(8) 小切手の振出しに関する事。(9) 資金前渡及び概算払の精算に関する事。(10) 区役所及び指定金融機関に対する現金振替に関する事。(11) 振替命令による収納又は支払に関する事。(12) 公金の受入れ又は払出しに関する事。 |
|---|

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(会計室)